

環境大臣 細野豪志 殿

## 要望書

2012年3月27日

容器包装の3Rを進める全国ネットワーク

副運営委員長 羽賀 育子

2011年8月の国会で、全国40万人の署名をもって提出された、容器包装リサイクル法見直しに向けての、下記の請願事項が、全会派一致で採択されました。

- ①容器包装リサイクル法の役割分担を見直し、分別収集・選別保管の費用負担のあり方を検討する。
- ②リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)を促進するため、次のような様々な課題への対応について検討する。
  - ・レジ袋など使い捨て容器の発生を抑制し、リユース容器の普及を促す。
  - ・容器包装リサイクル法の対象範囲を拡大する。
- ③製品プラスチックのリサイクルを進める仕組みのあり方について検討する。

国会請願が採択されたことで、政府(環境省)は、半年ごとに、国会に報告する役割があるはずですが、その役割を果たすためにも、審議会で早急に議論を始めるべきです。

容器包装リサイクル法の前回改正から5年がたち、検証と改正についての議論が始まろうとしています。請願事項にもありますように、これからの、持続可能な循環型社会を構築するためには、容器包装リサイクル法の役割分担の見直しと費用負担の在り方を見直しが不可欠です。前回改正時の付帯決議の中に、「本法附則第四条に基づく次回の見直しについては、より効果的な容器包装廃棄物の3Rの推進を図ることができるような各主体の役割分担の在り方について検討を行うこと」が明記されています。

また、審議会など国の機関での議論だけでなく、広く国民に議論を開くことが必要です。役割分担のあり方の検討の進め方について、請願に関わった多くの消費者や国会議員も注目しております。

以下、3点につきまして、ぜひ要望を取り入れていただきますようお願いいたします。

1. この審議会で、早急に見直しの議論を始めていただきますよう要望します。
2. 多様な立場の人の意見を聞く機会を、数多く設けることを要望します。
3. 審議会の人選は、消費者・自治体・事業者それぞれを、同数にすることを要望します。

以上です。